

三木市空家等対策計画を策定

～人口減少時代に必要な空家対策～

近年、人口減少により使用されていない空家が増えてきています。管理されていない空家などは、近隣住民や歩行者に不安を与え、トラブルや事故を引き起こす危険性があります。

問(市)生活環境課

エリア別の対応	
市街地エリア	空家や空き店舗の利活用を推進し、新たなにぎわいと魅力を創出する取り組みを進めます。また、密集した住宅市街地では、防災と一体となった対策を検討します。
農村地域エリア	空家相談窓口や三木市空家バンクを活用して、空家の適切な管理や利活用を促進することで、緑に育まれたゆとりある住環境を守り、定住人口の確保を図ります。
ニュータウンエリア	空家の流通を促進し、新たな住民を受け入れるとともに、高齢者世帯に対しては、住宅の更新や生前における相続・登記を促し、将来、空家とならないように啓発を図ります。

基本方針

本計画では、空家の発生を抑制し、地域住民の生活環境の保全を図るために、市、所有者、関係団体などが協働して、空家の適切な管理や利活用などの対策に取り組むことにしています。

計画策定の目的

空家問題の解決を図るため、国は「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号。以下「空家法」)を施行しました。

この流れを受けて本市では、空家に関する対策を総合的かつ計画的に実施することを目的に「三木市空家等対策計画」(以下「本計画」)を策定しました。

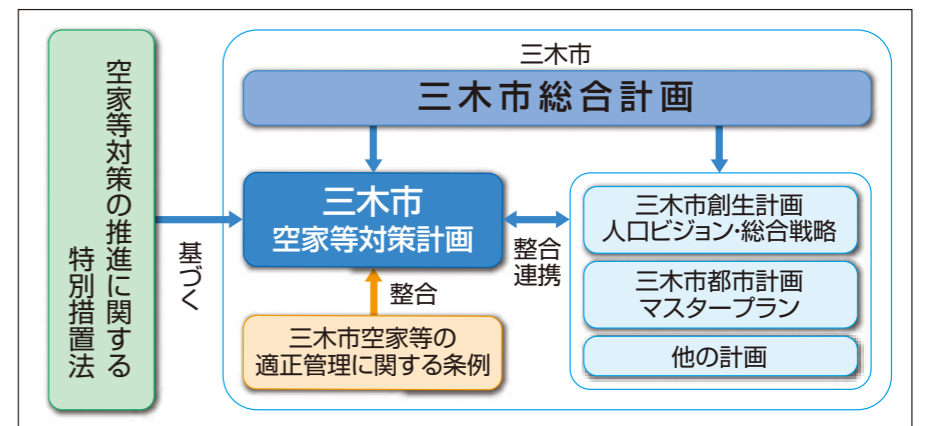
期間は令和2年度から6年度までの5年間で、市内全域が対象になります。

また、本計画は、市の上位計画である「三木市総合計画」、および他の関連計画などに定めている施策との整合性を図りながら策定したものです(表1)。

今後の取組

管理不全の空家は、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼします。管理は所有者や管理者で行うことが基本となるため、所有者などには、空家を放置することのリスクについて周知を徹底し、空家の適正管理に向けて情報の提供や相談体制を整えることで意識の啓発を図り、周辺地域の良好な生活環境を保つことができるまちづくりを

《表1》計画の位置づけ



空家の現状

空家の実態を把握するため平成30年度に市内全域を対象に、個別の相談や市所有の情報、水道の閉栓情報、民間地図会社の情報など

めざします。

利用可能な空家については、改修費用の助成など、活用に対する支援を行い、居住環境の向上や活性化を図ります。

また、管理不全な空家の中で特に危険性が高く、解体などの対策が必要と判断された建物(特定空家等)については、三木市特定空家等措置ガイドラインなどを運用し、所有者などに解体撤去に向け、指導・助言を行ってまいります。

空家相談窓口を活用してください

空家の管理や活用に関すること、近隣の空家に関する相談や情報提供を受け付けています。
(相談窓口) 生活環境課 空き家対策係

空家の所有者・管理者の皆さまへ

- ・管理不全な空家もたらす賠償責任など、リスクについて十分認識してください
- ・専門家によるセミナーや相談会などをご利用ください
- ・計画的な家屋の利用や利活用についてご家族で話し合ってください
- ・早期の相続登記をお願いします
- ・市のホームページや広報などによる情報をご覧ください

「三木市空家バンク制度」がリニューアルします!

制度を見直し、官民連携により、市内の空家情報を一元化した専用ホームページを秋ごろ開設する予定です。

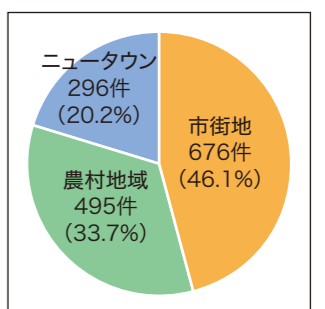


問(市)縁結び課

空家リスクとは

- ・家の倒壊や建築資材が飛ぶなどの危険がある
- ・不審者が侵入し犯罪の温床になりやすい
- ・ごみの不法投棄を招き、放火を誘発する危険性がある
- ・草木の繁茂により、害虫が発生したり、衛生面や景観が悪化する

エリア	地区	空家と推定される物件(件)	市全体に占める割合(%)
市街地	三木	591	40.3%
	三木南	85	5.8%
農村地域	別所	122	8.3%
	志染	76	5.2%
	細川	88	6.0%
	口吉川	37	2.5%
	吉川	172	11.7%
ニュータウン	緑が丘	91	6.2%
	自由が丘	188	12.8%
	青山	17	1.2%
市全体		1,467	100.0%



《表2》現地調査結果